

従業員の  
皆さまへ

令和8年分  
から

# 所得税の 「かからないライン」 が変わります



令和7年分の  
所得税がかからないライン

年収

160万円

(基礎控除額95万円  
+給与所得控除の最低保障額65万円)



令和8年分・9年分の  
所得税がかからないライン

年収

178万円

(基礎控除額104万円  
+給与所得控除の最低保障額74万円)



一定の年収(約106万円・130万円)を超えると、社会保険への加入が必要になる場合があります。年収によっては、社会保険加入に伴い、手取り金額が減ることもあります。



一定の年収(119万円)を超えると、住民税が課税されます(自治体によっては、年収119万円以下でも課税されます/令和9年度分・令和10年度分に適用)。

給与収入200万円相当～2,545万円相当の人に関する改正です!  
8割の人の所得税が減税となります!

▶▶▶ 裏面の「どうなる? 所得税減税 3つのモデルケース」をCheck!

# どうなる？ 所得税減税 3つのモデルケース



## 単身世帯の人の所得税

年収450万円の場合

令和7年分の所得税

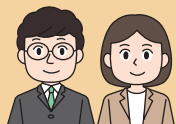
80,250円



令和8年分・9年分の所得税

72,250円

>>> 8,000円の減税!



## 夫婦共働き世帯：夫の所得税

夫の年収650万円・妻の年収150万円の場合

令和7年分の所得税

175,000円



令和8年分・9年分の所得税

139,000円

>>> 36,000円の減税!



## 夫婦共働き世帯：夫の所得税

夫の年収850万円・妻の年収150万円・大学生の子の年収150万円の場合

令和7年分の所得税

299,500円



令和8年分・9年分の所得税

291,500円

>>> 8,000円の減税!

※本モデルケースは令和8年4月1日現在の情報に基づいています。

※社会保険料は一律(15%)で試算しています。また、簡易シミュレーションのため住民税は考慮していません。

※実際の所得税減税額は、家族構成や所得控除(生命保険料控除や住宅ローン控除等)の状況等により異なります。



### ＼ 給与計算担当者からのお知らせ /

令和8年分の所得税についても、年末調整で減税されます。

あらかじめご家族の年収見込み額を把握しておくことが大切になります。